

成績評価に関する細則

(目的)

第1条 この細則は、三河歯科衛生専門学校の成績評価に関して必要な事項を定める。

(成績評価の定義)

第2条 学業の成績評価は、授業科目ごとに行う定期試験によって行う。ただし、授業科目によっては、出席状況、授業態度、授業中に実施した小テストの結果などを考慮することがある。

2 学業成績の判定は、優、良、可及び不可の4種をもってこれを表し、優は80点以上、良は70点以上、可は60点以上、不可は59点以下とする。

(成績評価基準)

第3条 評価方法基準は、学生大要（シラバス）で科目ごとに明記する。

(定期試験)

第4条 定期試験は、原則として学期末に実施する。内容は、筆記、実技、レポート等とする。

2 試験時間割その他必要な事項は、試験実施の1週間前までに公示する。

(定期試験の評価)

第5条 前条の定期試験の評価は、次の各号による。

(1) 全科目とも100点を満点とする。

(2) 60点以上を合格とする。

(成績評価に関する客観的な指標)

第6条 定期試験等の素点を合計し、科目数で割り1科目当たりの平均点（100点満点換算）を算出する。その平均点を基に学期末ごとに学年順位を出す。平均点は少数第2位を四捨五入し、少数第1位まで表す。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。